

香川県条例第5号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(個人番号の利用等) 第4条 略		(個人番号の利用等) 第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。 2 略	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
執行機関	事 務	執行機関	事 務
1 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）又は私立の中学校における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事務であって規則で定めるもの	1 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事務であって規則で定めるもの
2・2の2 略		2・2の2 略	
<u>2の3 知事</u>	<u>B型肝炎、C型肝炎その他の肝臓に関する疾病に係る治療又は定期的な検査に要した費用の支給に関する事務（2の2の項及び4の項に掲げる事務を除く。）であって規則で定めるもの</u>		
3～8 略		3～8 略	
備考 1の項又は5の項に掲げる事務については、高等学校等又は私立の中学校の設置者その他の規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うことができる。		備考 1の項又は5の項に掲げる事務については、高等学校等の設置者その他の規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うことができる。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。